

郡山西部第一工業団地第2期工区優先交渉者選定に係る審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山西部第一工業団地第2期工区における分譲予定区画（以下「分譲予定区画」という。）において、希望する区画が競合した際の優先交渉者の選定を実施するため、郡山西部第一工業団地第2期工区優先交渉者選定に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、分譲予定区画における優先交渉者の選定に関する事務を所掌する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、産業観光部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前項の規定による者のほか、委員長は、委員が公務等の理由により委員会に出席できない場合に限り、当該委員があらかじめ指名する者を、委員会に加えることができる。

5 委員長は、委員会を代表し、その事務を総括する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業観光部産業創出課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

産業観光部次長、産業雇用政策課長、産業創出課長、環境政策課長及び都市政策課長
